

事務事業名 妊婦健康診査事業

出力日：令和07年03月18日

キーコード：351

施 策：	17	子育て支援の推進	財務コード	01040103-03-299
基本事業：	02	母子保健の推進	担当部	こども部
基本事業の 成果指標	①乳幼児健診の未受診率（4ヶ月） ②乳幼児健診の未受診率（1歳6ヶ月） ③乳幼児健診の未受診率（3歳）		担当課	こども家庭課
			担当係	こども健康担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度		平成09年度 ～		新規・継続		継続		会計区分				実施計画	
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）				2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）									
妊婦				【根拠法令】 母子保健法、市妊婦健康診査実施規則 【内容】 ・母子健康手帳交付の際に、妊婦健康診査補助券（1回の妊娠につき14回分）を発行し、係る費用を補助する。 ・福岡・佐賀・大分県医師会および県助産師会との契約を行い、里帰り先でも妊婦健康診査を受診しやすい体制を整える。 ・上記以外での健診を受診した場合にも、申請により該当する健診について限度額の範囲内で助成する。※償還払い ・低所得者の医療機関での初回妊娠判定費用の助成を行う。（R5.10開始） 【実績】 健診受診者数：1,234人 延9,659人 初回妊娠判定費用助成者数：9人（申請11人）									
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）													
・妊娠初期からの医学的管理と保健指導を定期的に受けることができる。 ・妊婦が心身共に健康で安心した出産を迎えることができる。													
4. 成果（簡易評価は未記入）													
成果指標名称			単位	04年度 実績	05年度 実績	06年度 当初	07年度 要求	08年度 計画	09年度 計画	目標			
妊婦健康診査受診券利用率			%	89.8	91.5	92	92	93		95			
5. コスト													
事業費		計	千円	86,960	78,053	89,199	92,769						
		国	千円	0	150	165	3,905						
		県	千円	0	0	0	0						
		地方債	千円	0	0	0	0						
		その他 一般	千円	0	0	0	0						
正職員人工数			人工	0.3	0.4	0.6							
正職員人件費			千円	2,318	3,126	4,814							
トータルコスト(事業費+正職員人件費)			千円	89,278	81,179	94,013	92,769						
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）													
●あがっている		<状況>利用率は1.7%増加した。 <原因>転入出の影響もあると思われる。 <課題>妊娠届出の時期が遅かったり、一度も健診を受けずに出産となった場合は、適切な医療や行政支援が受けられずに母子の心身の健康が損われる可能性が高くなる。 妊娠20週以降の妊娠届出件数 R5:8件											
○どちらかといえばあがっている													
○あがっていない（停滞・低下）													
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）													
対象動向	維持	類似事業	なし	・厚労省が示している「望ましい基準」が未達成の検査項目があるため、助成内容については県下市町村及び医師会との協議内容を踏まえて検討する。 ・医療機関との連携については、子育て世代包括支援センター運営事業により必要に応じて実施している。									
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし										
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地あり										
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	あり										
成果向上余地	中程度												
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）				■改善方向性		○維持 ●見直し ○廃止 ○事業終了							
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）													
改善案① <内容>多胎妊婦の妊婦健康診査費用助成の上乗せ <理由>多胎妊娠の場合は単胎に比べ健診回数や検査内容が増える傾向にあり費用負担が大きくなる <効果>多胎妊婦の健診費用にかかる負担を軽減し適切な医療提供が確保される						改善案② <内容>R7より受診券の検査項目を追加 <理由>厚労省が示す「望ましい基準」としている検査項目（超音波、子宮頸がん検査）が未達成のため <効果>妊婦の健診費用にかかる負担を軽減し、適切な医療提供が受けられる							
■事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						■備考・特記事項 or 進行管理欄							
S49～公費によるすべての妊婦を対象とした健診開始（2回） H9～実施主体が都道府県から市へ（移譲） H20以降、数回にわたり、公費負担回数拡充 H21.7月～公費負担回数が現在の14回となる H21頃、福岡県妊婦健康診査に係る会議発足						・妊婦健康診査の内容及びその単価等については「代表市町村会議」や、県医師会と県内代表市町村および県とで構成される「福岡県妊婦健康診査にかかる会議」にて協議を行い、県内統一の事業内容となるよう努めている ・R4より事務事業名を「妊産婦事業」から変更した							